

# 公共調達に関する現状と課題 及び今後の展望

平成25年6月

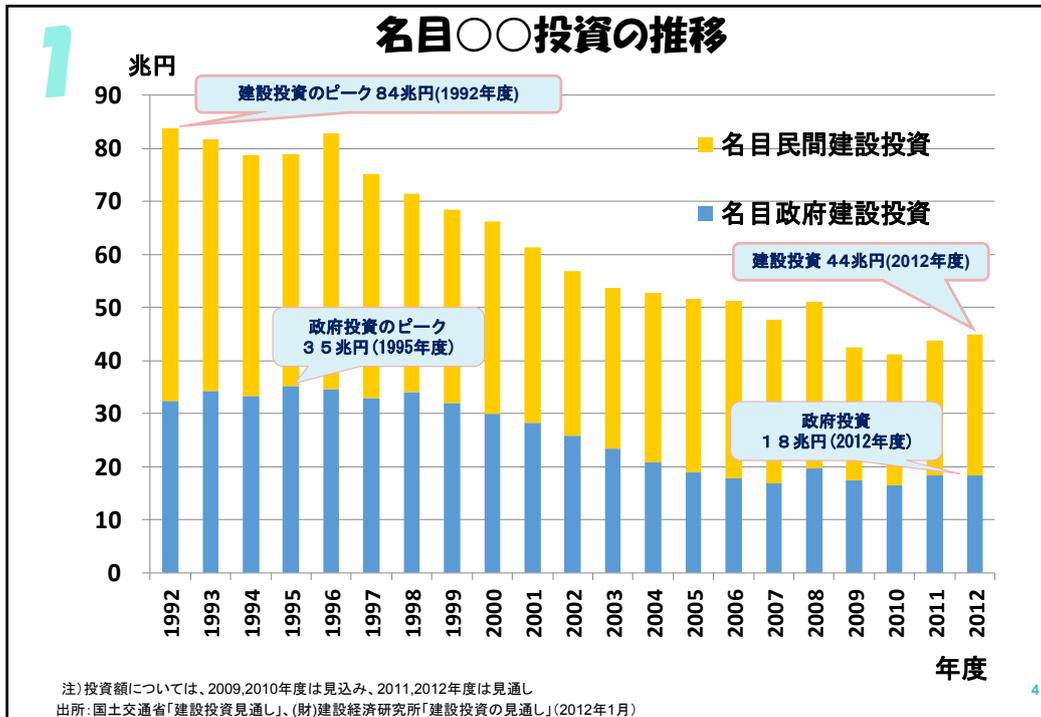
愛媛大学 木下誠也



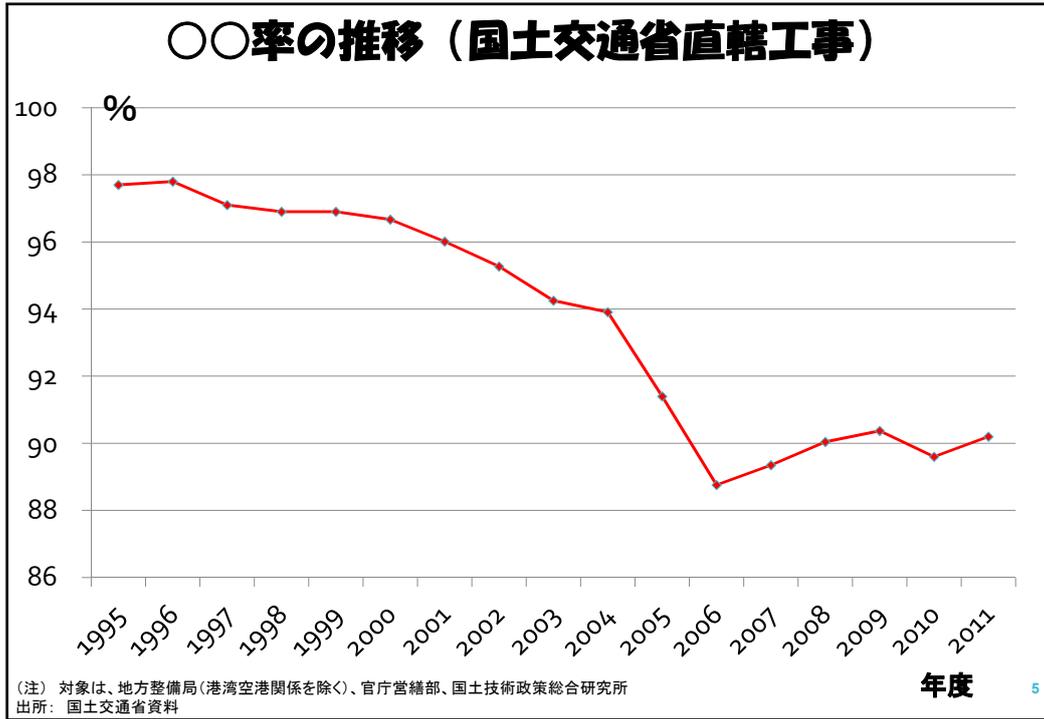
## 目 次

- 1 海外で見られない建設産業の疲弊
- 2 なぜ世界に例をみない制度になったか
- 3 10年以上を要した昭和36年法改正
- 4 公共事業執行システム改革に向けた動き

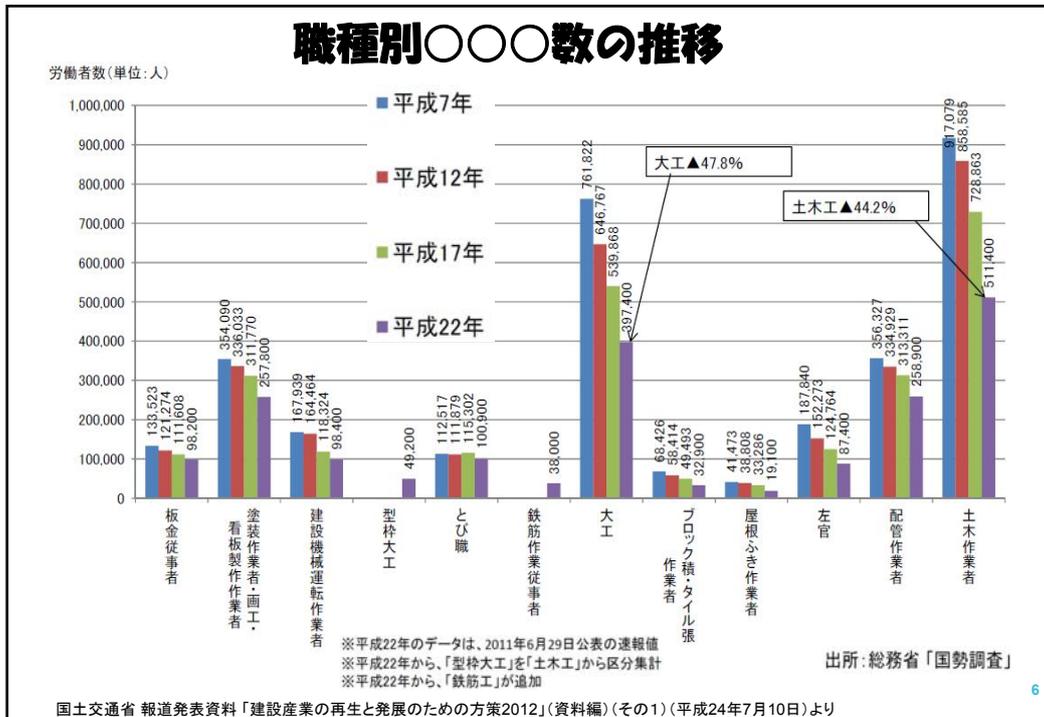
3



4

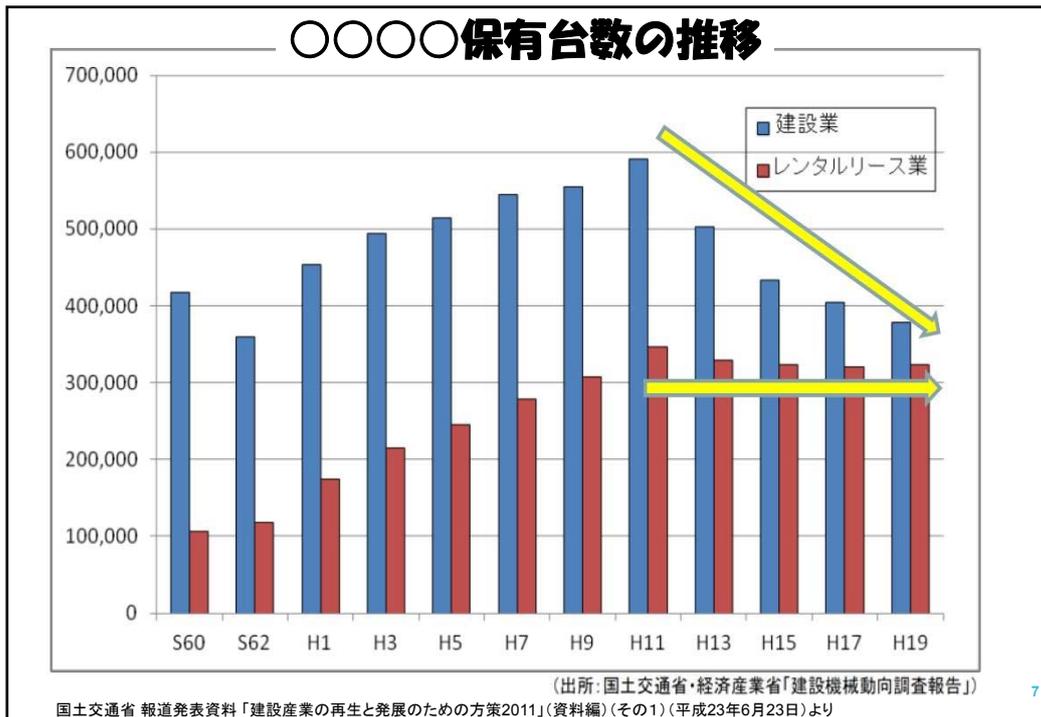


5



6

国土交通省 報道発表資料「建設産業の再生と発展のための方策2012」(資料編)(その1)(平成24年7月10日)より

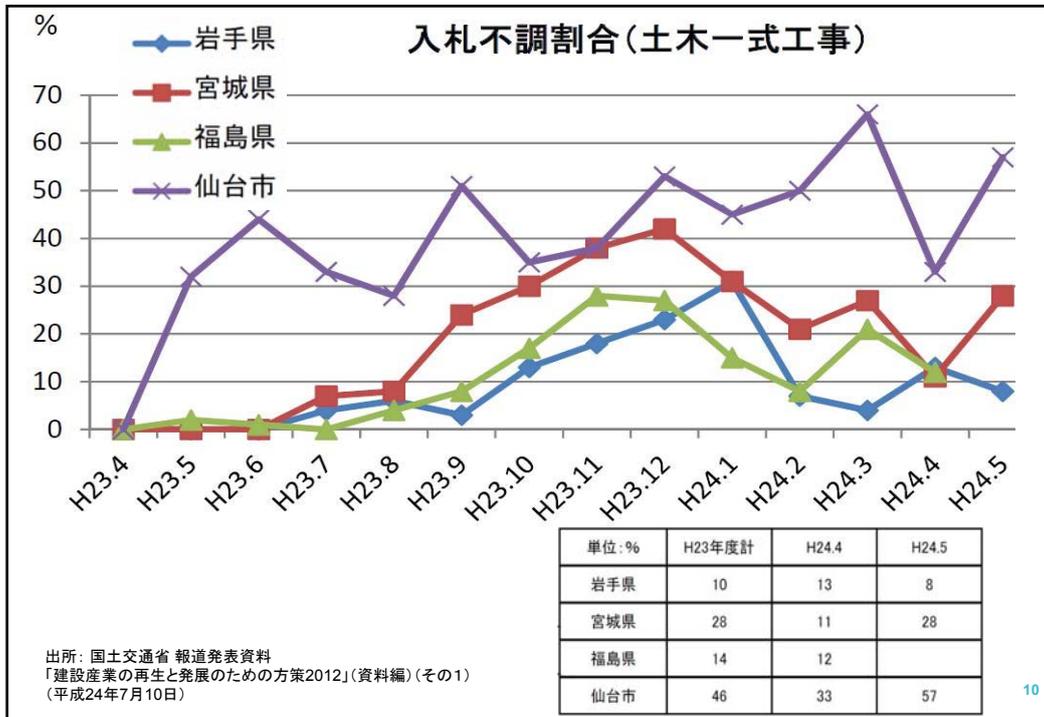
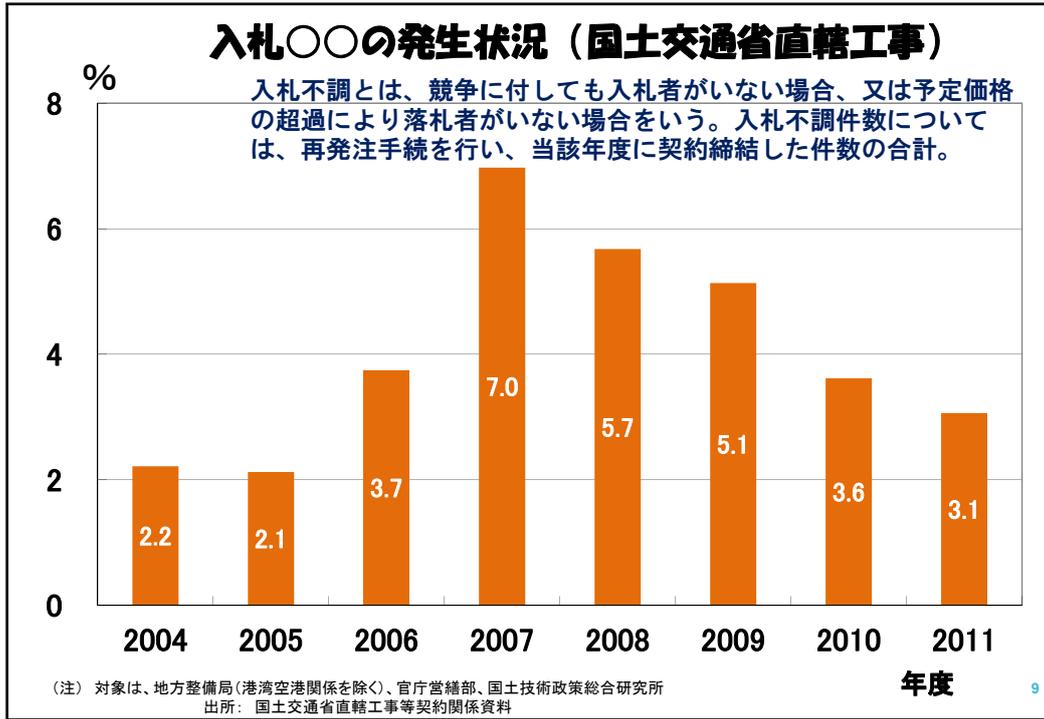


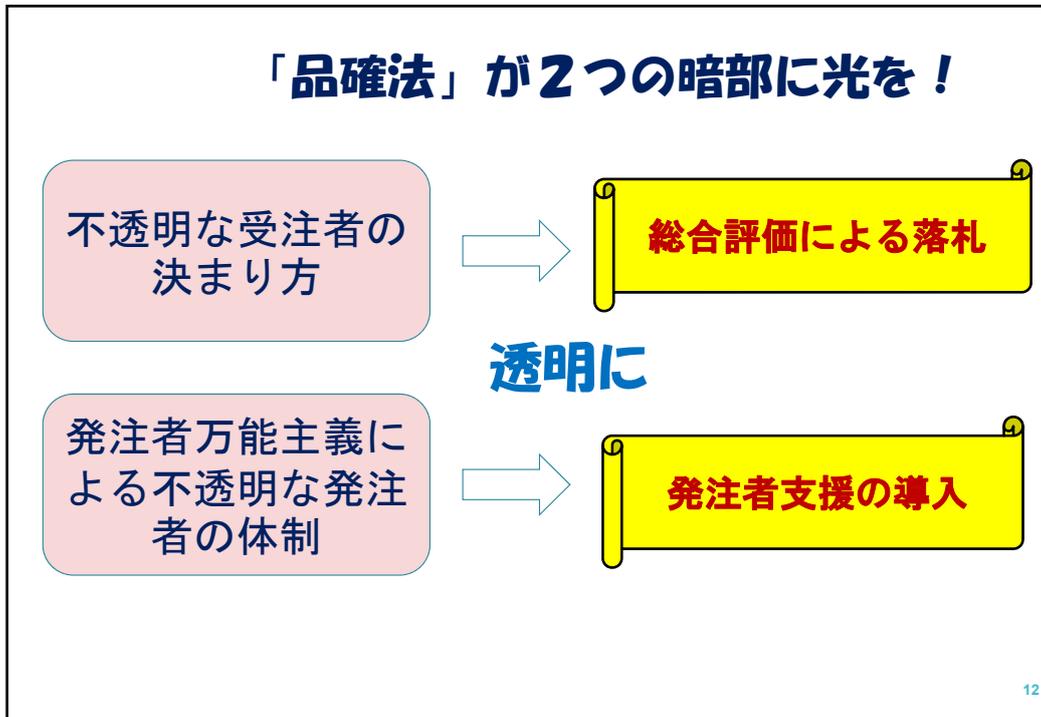
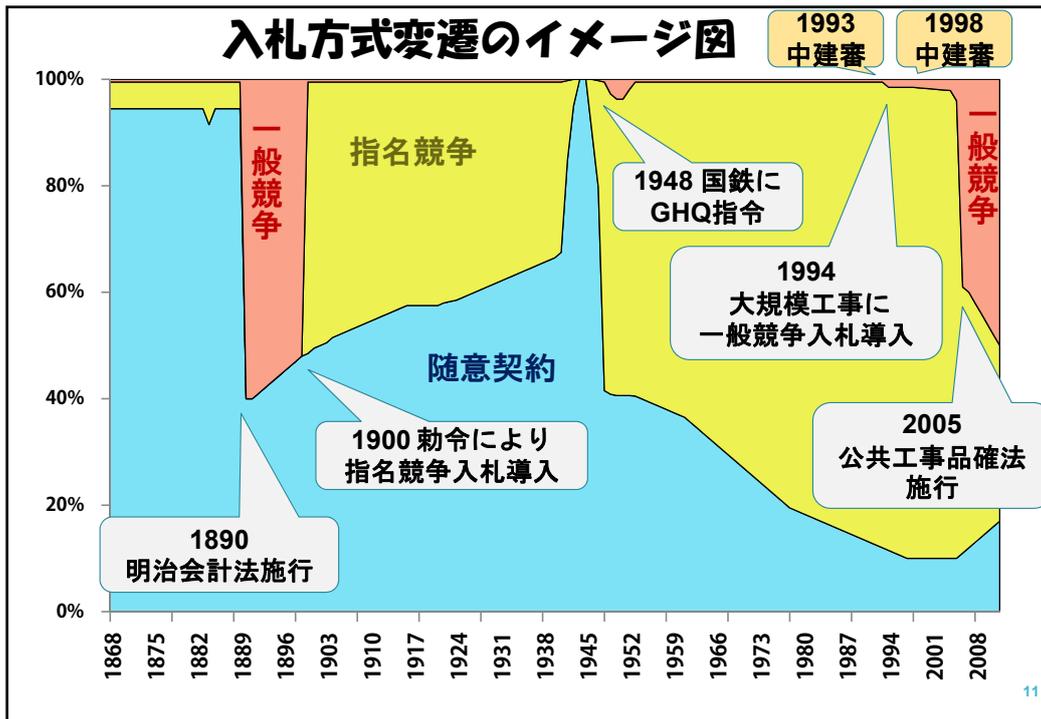
## 低入札が発生する要因

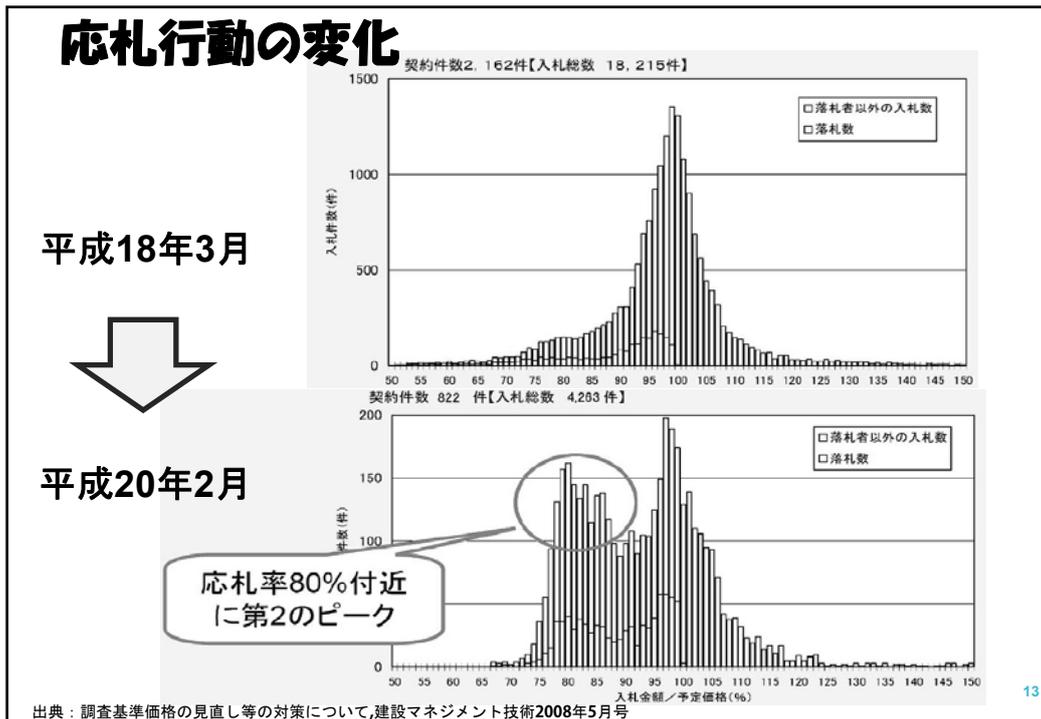
1. 競争者の存在を不可能にしようとする。
2. 変更増による利益の確保または将来の継続的受注を可能にする。
3. 従業員や機械を遊ばせるよりは受注により雇用を確保する。
4. 将来の受注を有利にするために受注実績を確保する。

## 価格決定構造

上流から下流へ (元請落札価格 → 下請価格 → . . . → 賃金)

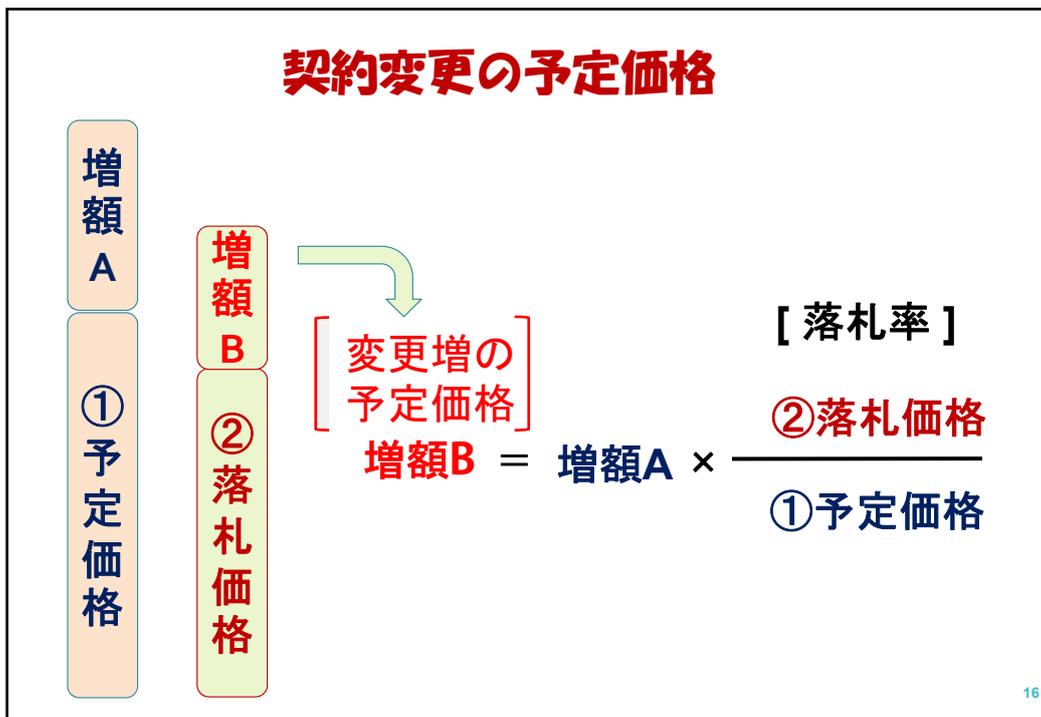
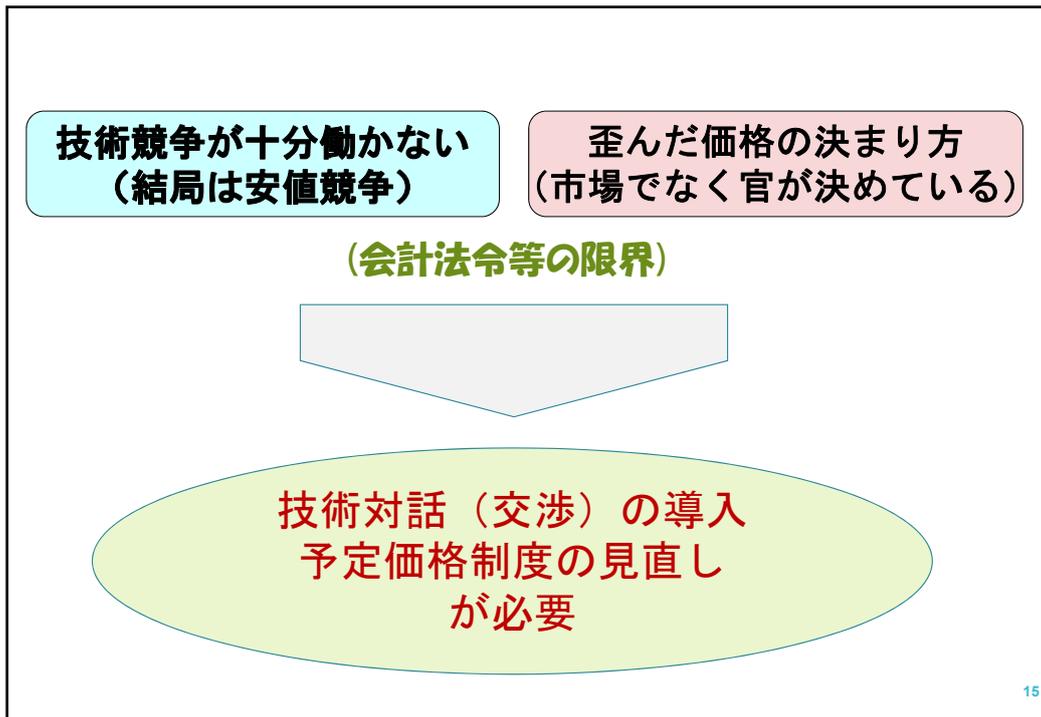






## 総合評価方式の課題

1. 技術提案の点数に差がつかない
2. 調査基準価格直上での価格を強いられる
3. 発注者側・受注者側双方の負担大



## 予算決算及び会計令

(昭和22年4月30日勅令第165号、最終改正：平成23年3月31日政令第92号)

### 第7章 契約

第1節 総則（第68条・第69条）

#### 第2節 一般競争契約

第1款 一般競争参加者の資格（第70条―第93条）

#### 第2款 公告及び競争（第74条―第82条）

第3款 落札者の決定等（第83条―第93条）

第3節 指名競争契約（第94条―第98条）

#### 第4節 随意契約（第99条―第99条の6）

**（予定価格の決定）第99条の5 契約担当官等は、随意契約によろうとするときは、あらかじめ第80条の規定に準じて予定価格を定めなければならない。**

第5節 契約の締結（第100条―第100条の4）

第6節 契約の履行（第101条―第101条の10）

第7節 雑則（第102条―第102条の5）

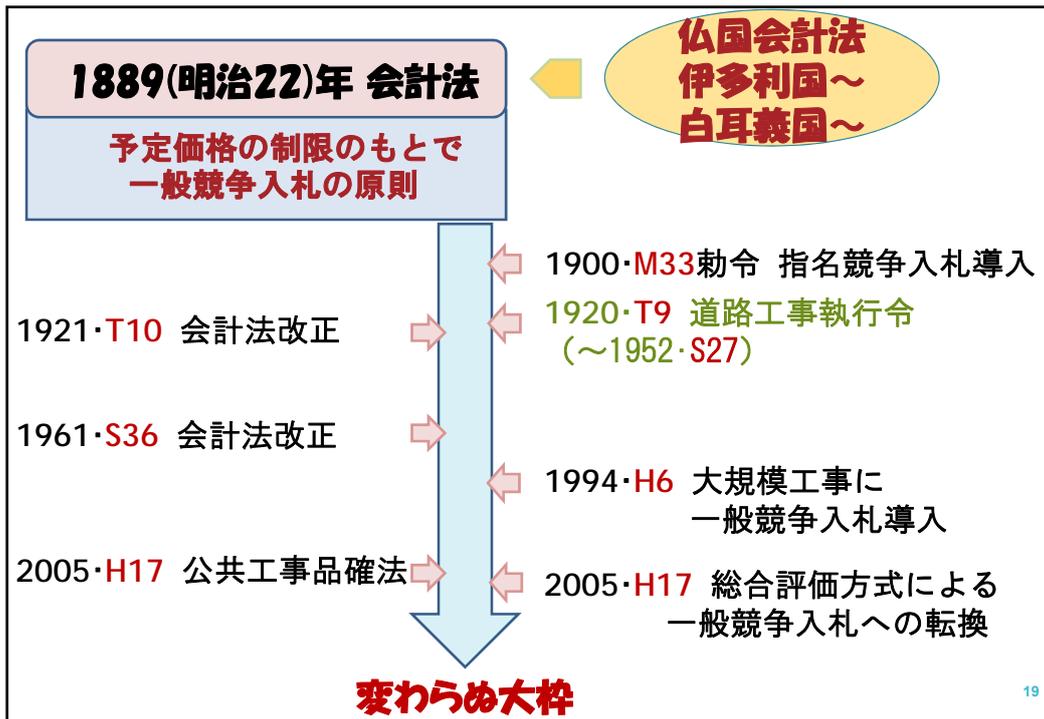
17

## 2 なぜ世界に例をみない制度になったか

### わが国の会計法令等の特徴

- ① 公告して競争を行うこと（一般競争）を原則
- ② 買入れと売り払いは同じ扱い
- ③ 物品、サービス、工事等の目的物によらず同じ扱い
- ④ 交渉を認めない
- ⑤ 価格の制限（予定価格）を必ず定める
- ⑥ 予定価格は事前に非公表とする
- ⑦ 落札基準は最低価格を原則とする

18



**入札契約制度の各国比較 (明治会計法制定当時)**

	日 本 (1889)	フランス (1862)	イタリア (1884)
入札方式	一般競争入札と随意契約		
		指名競争入札あり	
		1882通達 交渉方式	
売買	同じ扱い		
物品、サービス、工事等	同じ扱い		
			1865公共事業法
予定価格	必ず定める	定める場合あり	
落札基準	最低価格		

20

### 入札契約制度の各国比較（1970 前後）

	日 本 (1961)	フランス (1964)	イタリア (1972)
入札方式	一般競争 指名競争 随意契約	一般又は制限 の競争又は 提案募集 交渉ほか	一般競争 交渉
売買	同じ扱い	別の扱い	
物品、サービス、工事等	同じ扱い	調達物に応じて多様な方式 1865公共事業法	
予定価格	必ず定める	定める場合あり (一般競争の場合) (競争の方法の一つ)	
落札基準	最低価格 (例外的に総合評価)	最低価格又は最も経済的に有利	

21

### 入札契約制度の各国比較（現在）

	日 本 (1961)	フランス (2006)	イタリア (2006)
入札方式	一般競争 指名競争 随意契約	一般又は制限 の提案募集 交渉ほか	一般競争 制限競争 交渉ほか
売買	同じ扱い	別の扱い	
物品、サービス、工事等	同じ扱い	調達物に応じて多様な方式	
予定価格	必ず定める	なし	
落札基準	最低価格 (例外的に総合評価)	最低価格又は最も経済的に有利	

別に2005公共工物品確法

22

入札契約制度の各国比較（現在）			
	アメリカ	韓国	台湾
入札方式	封印入札 競争的プロポーザル 交渉方式 ほか	公開競争 制限付競争 指名式競争 交渉契約	公開入札 選択入札 限定入札 (交渉規定あり)
売買	別の扱い		
物品、サービス、工事等	調達物に応じて多様な方式		
予定価格	なし	原則として定め上限とする	
落札基準	政府に 最も有利	最低価格又は最も経済的に有利	

23

## イギリスの調達方式の変遷

- 1944 The Simon Committee report  
一般競争入札を制限し、指名競争入札や交渉方式を推奨
- 1964 The Banwell report  
一般競争入札を制限し、指名競争入札や交渉方式を推奨
- 1994 The Latham report  
Value for Money, 有資格者名簿, Contractor performance,  
Two stage procedure
- 2005 The Gershon report  
OGCの設置, 効率的な調達→ 2006 政府契約規則

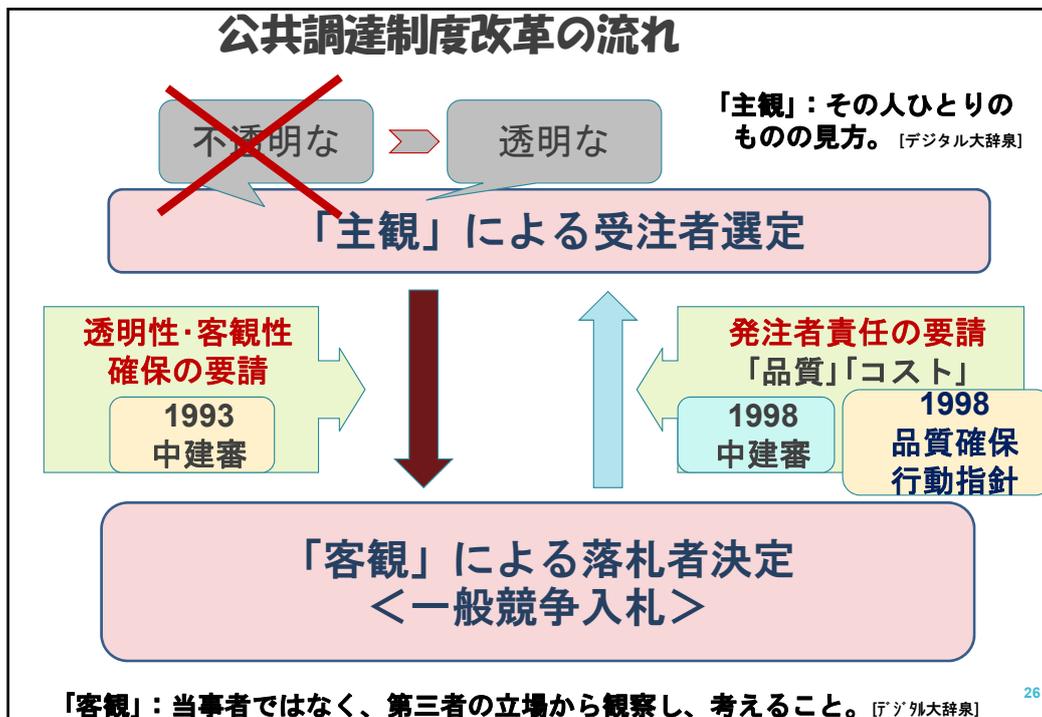
24

## アメリカの調達方式の変遷

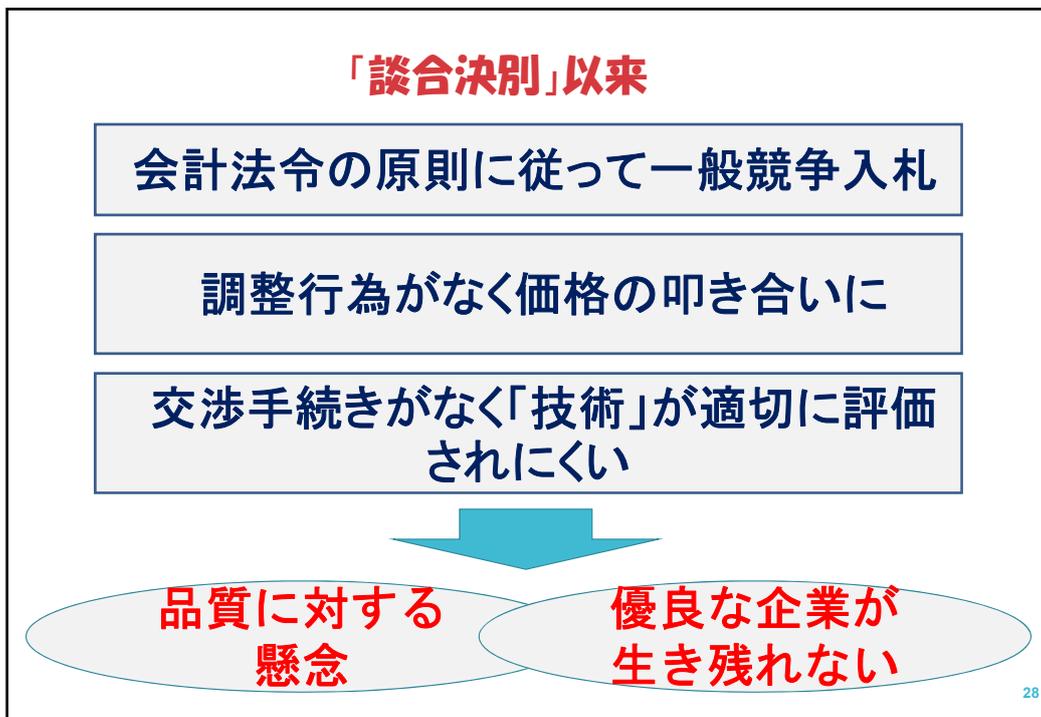
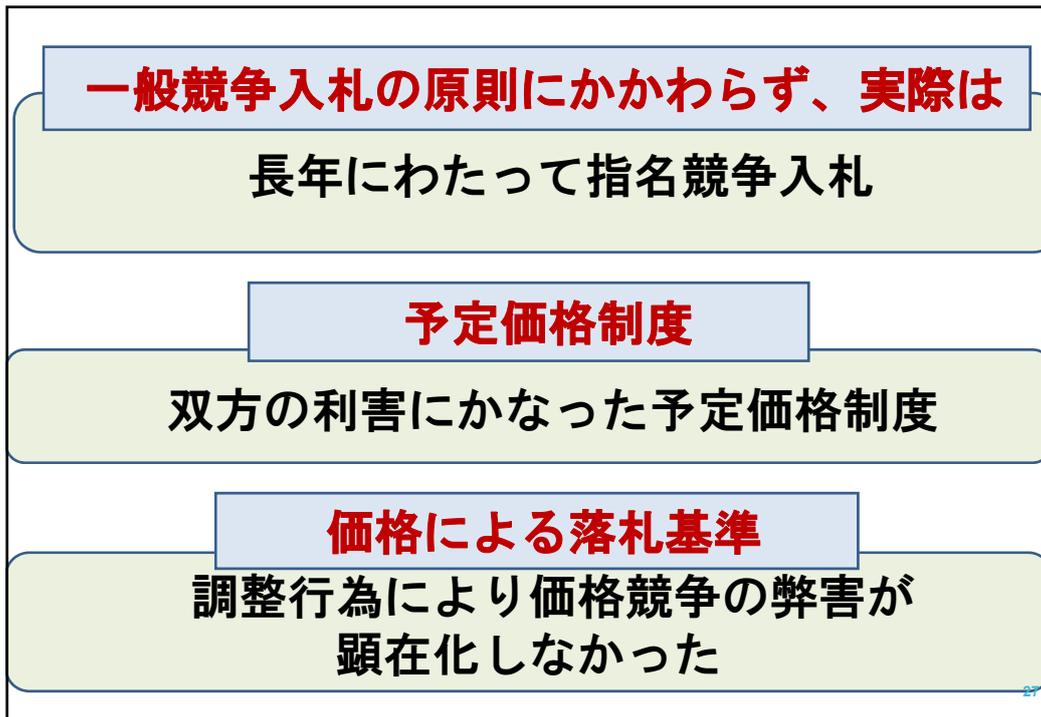
- 1994 FASA (連邦調達合理化法)  
 1995 FARA (連邦調達改革法)  
 Past contract performance of an offeror を次回以降の  
 調達に活用, Central Contractor Registration (CCR)
- 1996 Clinger Cohen Act  
 Design-build two-step process
- 1997-98 FAR, 連邦規則 改正  
 Design-build, Best value, Negotiation
- 2001, 2004, 2006 OMB通達  
 Performance-based acquisition

25

## 公共調達制度改革の流れ



26



3

## 1961 10年以上を要した昭和36年法改正

### 低入札価格調査制度

S36 会計法 29条の6 第1項 ただし書き

### 価格及びその他の条件が最も有利なものとの契約

S36 会計法 29条の6 第2項

- ・ H10年に試行されるまで公共工事における適用なし
- ・ H17年公共工事品確法施行以降、総合評価落札方式の導入が拡大

29

## 昭和36年法改正（低入札調査制度）の経緯

- 1889 M22 会計法
- 1900 M33 指名競争入札導入
- 1920 T9 道路工事執行令（最低制限価格制度）  
～1952・S27
- 1961 S36 会計法改正（低入調査制度）
- 1963 S38 地方自治法施行令改正（最低制限価格・低入調査制度）
- 1994 H6 大規模工事に一般競争入札導入
- 2005 H17 公共工事品確法

30

## ローアーリミットを設ける法改正の議論 (昭和28年国会)

1953

S28.6 衆院建設委にて建設事務次官「ローアーリミットを設ける建設業法の一部改正について関係省と相談中。」

### 建設省が法改正を断念

1953

S28.7.16 衆院建設委にて建設業法改正案に落札価格の制限が漏れているとして、(自)田中角榮議員「最低限制度を設けるべし。大蔵省当局の考えのように、安くやる人があるならそれにやらせればいいじゃないか、～これは官僚の考える机上の空論だ。私はこのような事務官僚の意見を続けていくところに、日本の政治の貧困があると率直に認めざるを得ない。」

31

## 大蔵省(財務省)の見解

■ 1955年(昭和30年)7月27日 参議院建設・大蔵委員会連合審査会  
ローアーリミットを設けようとする議員提案に対し

「国家の会計制度というのは恒久制度であり、そのときの経済状態に応じて便宜的に動かしていくというのはよほど慎重に考えなければならない。～そのときの経済の病理的な現象に対応して弾力的に適用していくということでは、納税者が安心できない。」

(正示啓次郎大蔵省主計局次長)

■ 2007年(平成19年)5月31日 参議院国土交通委員会  
なぜ予定価格に上限拘束性を持たせているのかとの問いに対し

「～予算の範囲内で年度内の支出が行われることを統制するためには必要不可欠である。～予定価格等の条件を変更して、再度公告を行って入札をやり直すことができるということになっており、予定価格の上限拘束性が適正な価格による契約を阻害しているということにはならない。」(松元崇財務省主計局次長)

32

## 第6回公共工事契約適正化委員会（2013年5月29日）資料

### 予定価格について

財務省

#### 趣旨・目的

- 予算は、①一定期間における施策の計画と、②その実現に必要な経費及びその財源の金額を示すもの
- 契約は、国会の議決を経て、各省各庁に配賦された予算の執行の手續
- 予定価格は、個々の予算の執行に当たり、契約金額の見積りの上限を示すと共に、契約金額の適正性の判断の基準となるもの



- ① 国会の議決を経た予算に盛り込まれた施策の確実な実現を確保
- ② 個々の契約金額の上限を認識することで、財政資金の効率的な使用を確保

#### 予定価格の考え方

##### 予定価格の決定方法

「予定価格は、契約の目的となる物件又は役務について、取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多寡、履行期間の長短等を考慮して適正に定めなければならない。」（予算決算及び会計令第80条第2項）

##### 予定価格の設定のあり方

- 上記規定を踏まえ、予定価格の設定に際しては、契約の内容や状況等に応じたきめ細かな考慮が払うことが重要
- また、上記考え方に基づき、発注機関により設定された予定価格に対する関係機関の理解が重要

33



## 土木学会 公共事業改革プロジェクト小委員会 (2010-2011)

委員長 木下 誠也 (愛媛大学)  
副委員長 小澤 一雅 (東京大学)

I 事業マネジメント手法の確立

II 公共事業調達法の提案

35

### 公共事業調達法提案のポイント

36

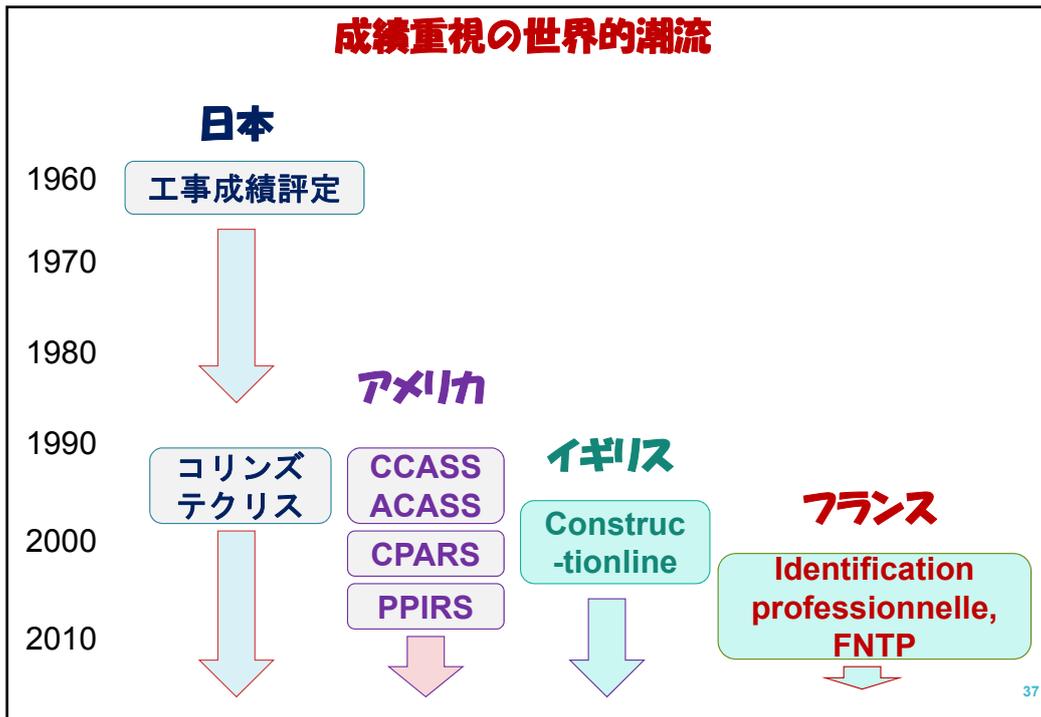
“公開”の原則

民間技術の活用

品質の確保

信用・実績の重視

- ① 売り払いとは別の取扱いとし、多様な調達方式を選択可能に！
- ② 予定価格制度の見直し
- ③ 交渉方式導入
- ⑤ 落札基準見直し (Best Value for Money)
- ⑥ 実情に即した落札価格の制限
- ⑦ 経営力と技術力を分けた企業評価方式へ見直し



土木学会 公共事業改革プロジェクト小委員会

**公共事業調達法の提案骨子**

<目的>

- 透明性のある手続きのもとに競争性と公正さを尊重
- 品質、経済性、効率性及び適時性を確保
- 建設コンサルタント、測量業、地質調査業等、建設業等の健全な発達

<適用の範囲>

国、特殊法人等及び地方公共団体が行う公共事業

### <受注者選定手続き>

- ① 一般競争入札
- ② 指名競争入札
  - a) 公募型
  - b) 非公募型
- ③ 交渉方式(技術競争、随意契約を含む)
- ④ 競争的対話方式

工事については、原則として一般競争入札又は公募型指名競争入札。高度の技術を要するデザインビルド等については競争的対話方式。

サービスについては、建設コンサルタント業務は原則として交渉方式。

39

### <落札基準>

一般競争入札、指名競争入札及び競争的対話方式においては、

- ① 最低価格入札
- ② 経済的に最も有利な入札(原則)

「①最低価格入札」とするのは、小規模で技術的難易度の低い工事、単純で定型的な業務、契約時点で目的物が存在し製品の評価がメンテナンスを含め市場において既になされている物品などに限る。

40

### <異常な入札価格の取扱い>

#### ① 価格審査方式

発注者は**審査基準価格を設定し**、総合評価における最高評価値(又は価格競争における最低価格)の入札者の入札価格が**異常に高い又は低い金額の場合は**、これを審査し、その入札を**無効とすることができる**。また、**必要な場合は**、交渉することができる。

#### ② 上限と下限の設定

発注者は、契約価格の**上限を設定することができる**。この場合は、さらに契約価格の**下限を設定することができる**。

41

### <企業評価方式>

- (i) 契約履行のための資金調達力や長期的な経営上の安定性の観点からの企業の経営力
- (ii) 契約内容を履行する際に必要な、これを良質・安全・確実に履行する能力を有するか、能力・経験の十分な技術者を有するかといった観点からの企業の技術力の2つの点から評価する。

### <発注者の体制>

監督業務は、契約管理、検査等の業務に統合し、「買う」側としての発注者の立場を明確にする。

発注者は、原則として、十分な技術力を有する者を置かなければならない。

42

## 土木学会 建設マネジメント委員会

公共事業改革プロジェクト小委員会 (2010-2011)

2011年8月 マネジメント手法確立と公共事業調達法の提案

公共事業執行システム研究小委員会 (2012.8-)

1. 落札価格の制限（上限および下限）、中小・地元業者対策
2. 建設コンサルタント業務、デザインビルド等の発注方式
3. 発注者の役割（積算、監督・検査、支払い方式等）の見直しとマネジメント手法

43

## ご静聴ありがとうございました

m(。・ε・。)m



発行: 日刊建設工業新聞社

Tel : 03-3433-7152

Fax : 03-3431-6301

44